

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

フィリピン 編

2010年3月



5. 営業秘密の保護

IP 法は、営業秘密を知的財産権の一形式として認めている。すなわち、

第4条 定義

第4条1 「知的財産権」は以下から構成される

- (a) 著作権と隣接権
- (b) 商標・サービスマーク
- (c) 地理的表示
- (d) 意匠
- (e) 特許
- (f) 集積回路のレイアウトデザイン
- (g) 非開示情報の保護 (TRIPS)¹¹⁷

上記の IP 法の規定とは別に、営業秘密の保護は、現在施行されている各種のフィリピン法により認識されている。

1. 証券規制法（共和国法 No.8799）

第 66 条 2 条「本法におけるいかなる規定も、委員会に提出された申請、報告、資料における営業秘密や過程についての開示を要求するものと解釈されず、また委員会に対して要求する権限も与えない。」

2. 企業再生を管理する暫定規則

第 4 条 第 3 規則 「裁判所は、申請または自らの裁量に基づき、債務者に帰属する営業秘密、その他の秘密調査、開発、商業情報の保護を命じることができる。」

3. 1997 年 国家歳入法（共和国法 No.8424）

第 278 条は不法な手段を用いて営業秘密の漏洩を斡旋する行為を禁止し、以下の罰則を設ける。「歳入局の役職員に対して、納税者の事業、収入、相続財産に係る秘密情報、または当該役職員が業務の遂行過程で入手した知識、または当該役職員にとって開示行為が不法となる情報の漏洩を斡旋した者、および所得税申告における収入、利益、損失、支出の情報について公表または出版等その他法律に規定されない手法により開示した者」は、「2,000 ペソを超えない罰金か、（中略）6 ヶ月以上 5 年以下の懲役、またはその両方」が科される。

4. 改正刑法

第 291 条は、職権乱用による情報開示を罰し、以下を規定する。「長や雇用者の秘密を、その地位において知り、その秘密を開示するマネージャー、従業員、使用人」は、「禁固（アレスト・マヨール）および 500 ペソを超えない罰金」が科される。

¹¹⁷ 強調されている。

他方、第 292 条は、産業上の秘密の開示を以下の通り罰する。「所有者を害するよう、その所有者の産業上の秘密を開示する、製造上、産業上の施設の責任者、従業員、作業員」は、「矯正のための懲役の最小と中間の期間、および 500 ペソを超えない罰金」が科される。

5. 1990 年 有毒物質と有害・核廃棄物管理法（共和国法 No.6969）

第 12 条は以下を規定する。「環境天然資源局により記録、報告、情報やその一部が秘密とみなされ、営業秘密、生産・販売データや、その生産者、処理者、販売者に特有な方法、生産、過程、もしくは生産者、処理者、販売者の競争的な地位に悪影響を与える可能性があるとして公開されない場合を除き、公衆は、提出された安全データ、環境への排出・放出データを含む、化学物質と混合物に関する記録、報告、情報を入手する権利を持ち、そうした資料は検査や複写のために通常の業務時間内に入手できなければならない。しかし、環境天然資源局は、化学物質や混合物に被曝した人の医療診断や治療を目的として情報が必要とされる場合、医療研究機関や科学機関に対し、秘密保持クレームに従って情報を公開する。」

フィリピン最高裁判所は、多くの事件において営業秘密の私的な性質を認識し、所有権としての保護の資格を与えている。事実、1918 年初めに、最高裁判所は所有者が営業秘密を保護する権利を持つことを支持した。したがって、

「多くの場合、企業の成功は、その所有者が有する他の販売者の関係、望ましい関係を構築する能力、売買の手法に依存している。単独でみなせば重要ではないが、一つ一つが集まることで、その集合体は、ビジネスを構築した経験、個人の才能、能力の結果として大きな優位性となる。失敗や成功は、これらの目に見えない重要な資産の保有に左右され、競争相手の手に渡ることを防ごうと求めるのは当然のことである」¹¹⁸

具体的には、*Garcia v. Board of Investments*¹¹⁹ および *Chavez v. Presidential Commission on Good Government*¹²⁰ の事件において、公共の関心事項に係る情報に対する憲法上の権利を制限して、強制公開および公開調査の対象から営業秘密が免除されるという決定が支持された。最高裁判所は、最近の *Air Philippines Corporation v. Pennswell, Inc.*¹²¹ の判決において「ある者の営業秘密を開示しない権利がある。営業秘密は、（中略）憲法に具体化された情報に対する人々の権利を制限するものである」と宣言した。また、「営業秘密は、一般に知られておらず、公衆に容易に解明できない状態から経済的な価値を導くものであることから、開示からはより大きな保護を受けるべきである。」と明らかにした。

5-1 「秘密」の定義

「営業秘密は、その所有者と、打ち明けられる必要のある従業員のみ知られる計画、過程、道具、構造、複合物と定義される。この定義はさらに、特許を受けていないが、商業価値を持

¹¹⁸ William Ollendorf v. Ira Abrahamson, G.R. No. 13228 (1918 年 9 月 13 日)

¹¹⁹ G.R. No. 88637 (07 September 1989 年 9 月 7 日)

¹²⁰ G.R. No. 130716 (1999 年 5 月 19 日)

¹²¹ G.R. No. 172835 (2007 年 12 月 13 日)

つ商品の組み合わせの中でそれを使用する特定の個人のみ知られる、秘密公式や過程にも拡大される。取引上の秘密は、(1)事業で使用する;および(2)その情報を所有していない競争相手に対し優位を得る機会を雇用者に与えるような、何らかの公式、様式、装置もしくは情報の編集で構成され则认为られる。¹²²」この定義に基づき、「秘密」とは、一般的に知られておらず入手が容易ではない、その結果として商業価値を持つ情報の保護という文脈の中で理解される¹²³。

5-2 雇用契約における規約

営業秘密や、秘密に取得された、もしくは秘密の関係を通じて得られた情報を保護するために、雇用契約における独占規定や、反競争的・制限的な条項が一般に許容されている。しかし、何が営業秘密として法的に保護されるかの判断は、そのような立場が国家の労働者保護政策に反するために、雇用者が行なう事はできない¹²⁴。

一般的に最高裁判所は、特に従業員がビジネスに対する特別の利用権や知識を得る場合には、雇用者の正当なビジネス上の利益保護として、雇用期間中の独占規定の有効性を支持している。しかし、雇用の後の制限は、取引制限や不正競争に対する憲法上の禁止に違反する場合には、無効となる。

従って、雇用契約における独占規定は、(1)雇用者の保護に必要な分を超えない¹²⁵、(2)制限される当事者の産業を、公衆から有害的に奪わない¹²⁶、および(3)制限される当事者が職業を追及し本人および家族を扶養することを妨げない¹²⁷、以上の場合に有効となる。

¹²² Air Philippines Corporation v. Pennswell, Inc., 上記注 121

¹²³ TRIPS 協定（フィリピンも加盟）第 7 節第 39 条は、非公開情報の保護に関して次のように規定する。

「自然人または法人は、合法的に自己の管理する情報が以下に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得しまたは使用することを防止することができるものとする。（中略）当該情報は一体としてまたはその構成要素の正確な配列および組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらずまたは容易に知ることができないという意味において秘密であること」

¹²⁴ Cocoland Development Corporation v. National Labor Relations Commission and Jeremias Mago, G.R. No. 98458, (1996 年 7 月 17 日)

¹²⁵ G. Martini (Ltd.) v. J.M. Glaiserman, G.R. No. L-13699 (1918 年 11 月 12 日)

¹²⁶ Avon Cosmetics Incorporated, et. Al v. Leticia H. Luna, G.R. No. 153674 (2006 年 12 月 20 日)

¹²⁷ 上記注 126.